平成２８年（フ）第９４号
広島県尾道市土堂２丁目８番15号
破産者　ムカイ整体こと　向井　國治
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第６号
愛媛県大洲市平野町野田乙789番地22
破産者　宮田　真希
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２号
北九州市小倉南区北方４丁目４番10―206号
破産者　大石　祐丞
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７１号
北九州市門司区高田１丁目３番20―701号
破産者　中山　健児
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８０号
長崎県長崎市新戸町１丁目32番６号　丸石アパート202号
破産者　猪山　加代
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1174番地41、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2533番地１　千手アパート６号
破産者　黒木　　実
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５８号
茨城県鹿嶋市大字大小志崎1567番地37
破産者　齋藤　忠志
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第７７号
茨城県行方市粗毛88番地
破産者　小沼　英一
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第７８号
茨城県行方市粗毛88番地
破産者　小沼　静子
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第７９号
茨城県行方市粗毛88番地
破産者　小沼ミツエ
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１５６２号
福岡県小郡市希みが丘４丁目４番地14、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市曙町３丁目２番１―401号　レスピーザⅡ
破産者　大淵　和範
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５６３号
福岡県大野城市東大利１丁目７番27号　ハーモニアス東大利202号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区大橋４丁目12番28―304号
破産者　高村千亜紀（旧姓大淵）
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７９２号
福岡市博多区豊２丁目２番16―204号
破産者　児玉　隆之
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８２号
福岡市南区大橋３丁目15番43―508号
破産者　笹尾　春美
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０３号
福岡市博多区博多駅南５丁目８番５―503号
破産者　古野　将太
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６７号
熊本市中央区水前寺１丁目33番37―1106号　ダイアパレス水前寺第３、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市雑餉隈町４丁目２番15―303号　ＪＧＭ南福岡
破産者　真茅　勝志
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３６号
埼玉県東松山市石橋1716、住民票上の住所埼玉県東松山市神明町２丁目１番９号
破産者　市川　弘道
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５号
埼玉県羽生市東７丁目８番地１　東谷ハイツＣ103
破産者　金田　芳子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部